（法第百十三条の二第六項の農林水産大臣の定める算出方法）

第十条　法第百十三条の二第六項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の上限金額及び下限金額の算出は、法第百十三条の二第六項に規定する直前契約（以下この条において「直前契約」という。）の共済限度額（次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に定める額）に上限金額にあっては一・三を、下限金額にあっては〇・九（当該地域における漁業事情を勘案して漁業共済組合が令第十四条に規定する農林水産省令で定めるところにより算出される金額と異なる金額を法第百十一条第一項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の組合が定める金額として定めようとする共済契約にあっては、〇・三）をそれぞれ乗じてするものとする。

一　ほたて貝けた網漁業に係る共済契約である場合　付録第一の算式によって算出した額

二　令第五条第二項第一号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る共済契約であって当該共済契約に係る漁船の合計総トン数（共済契約者が法第百五条第一項第二号ロ（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる団体である場合にはその構成員の全てを通ずる当該漁業に使用する漁船の合計総トン数）が増加したことにより当該継続契約において生産金額の増加が認められる場合　付録第二の算式によって算出した額

三　特定養殖業に属する養殖業の種類に係る共済契約の場合　付録第三の算式によって算出した額

四　当該直前契約に係る共済責任期間を規則第四十九条ただし書（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により規則第四十九条ただし書第二号に定める期間とした場合　共済契約者の営む当該漁業の当該共済責任期間の開始日（令第五条第一項及び第二項に掲げる漁業に属する漁業の種類の漁業にあっては当該共済責任期間の開始日の二月前の日）前五年間における令第十四条（令第三十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する期間の操業に係る月ごとの生産金額を勘案して当該共済責任期間を一年間とした場合における共済限度額（前三号に該当する場合にあっては当該各号によって算出した額）に相当する額

五　当該継続契約に係る共済責任期間を規則第四十九条ただし書の規定により同条ただし書第二号に定める期間とした場合　共済契約者の営む当該漁業の当該直前契約に係る責任期間の開始日（令第五条第一項及び第二項に掲げる漁業に属する漁業の種類の漁業にあっては当該共済責任期間の開始日の二月前の日）前五年間における令第十四条に規定する期間の操業に係る月ごとの生産金額を勘案して当該直前契約に係る共済責任期間を同号に定める期間とした場合における共済限度額（第一号から第三号までに該当する場合にあっては当該各号によって算出した額）に相当する額

２　二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約についての前項の規定の適用については、同項柱書中「共済限度額（次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に定める額）」とあるのは、「共済限度額を算出するために規則第五十一条第一項第六号イ若しくはロ又は第七号に掲げる算出方法（第一号から第三号までに掲げる場合に該当する漁業の種類に係る部分にあってはそれぞれ当該各号に規定する算出方法）によりそれぞれ算出した金額を基準とし、法第百十一条第一項の規定により得た共済限度額（第四号又は第五号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に定める額）」とし、同項第四号及び第五号並びに付録第一から第三まで中「共済限度額」とあるのは、「共済限度額を算出するために規則第五十一条第一項第六号イ若しくはロ又は第七号に規定する算出方法によりそれぞれ算出した金額」とし、同項第四号及び第五号中「に該当する場合にあっては当該各号によって算出した額」とあるのは、「に掲げる場合に該当する漁業の種類に係る部分にあってはそれぞれ当該各号に規定する算出方法により算出した額」とする。

付録第一

$A \times C \div B$

Aは、直前契約の共済限度額

Bは、直前契約に係る放流数量

Cは、当該共済契約に係る放流数量

付録第二

$A \times B$

Aは、直前契約の共済限度額

Bは、規則別表第一の上欄に掲げる大型化割合の区分に応じ規則第五十一条第二号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の大型化後漁船の合計総トン数の区分によりそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる割合

付録第三

$A \times C \div B$

Aは、直前契約の共済限度額

Bは、直前契約に係る養殖単位の数量

Cは、当該共済契約に係る養殖単位の数量

（法第百十三条の三第二項の農林水産大臣が定める期間）

第十一条　法第百十三条の三第二項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める期間は、二年から四年までの範囲内において共済規程で定める期間とする。